

Q 1

個人事務所に勤めていますが、今まで一度も健康診断を受けていません。自腹を切って健康診断を受けるしかないのでしょうか？

A 1

労働安全衛生法や労働安全衛生規則は、事業者は従業員に対し、雇入時とその後1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を行わなければならない、と定めています。しかもこの定めには、罰則規定もあります。

また、このときの「従業員」とは、正社員だけでなく、パートタイムで働く人も含まれています（1週間の労働時間が通常の労働者の4分の3以上あって、雇用期間の定めのない方。または、雇用期間の定めがあっても1年以上雇用される見込みのある方）。

このように健康診断は、法律で事業者が従業員に対して行うように義務づけていますので、その費用は当然に事業者が負担することになります。

ですから、労働者を1人でも雇用している事業主は、必ず定期検診を受けさせなければならず、あなたが自腹を切る必要はありません。今すぐにでも「健康診断を受けさせて下さい。」と申し入れてみて下さい。

組合としても毎年、法律事務職員の健康診断が全ての事務所で実施されるように、日弁連等に要請しています。1人で申し入れるのが難しいなど、困ったことがありましたら、お気軽にご相談下さい。